

一般財団法人への移行のお知らせ

平成24年4月1日

財団法人 貿易・産業協力振興財団は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づき、一般財団法人への移行認可を受け、平成24年4月1日付で登記を完了しました。このため同日付より、法人の名称を「一般財団法人 貿易・産業協力振興財団」に変更いたしましたのでお知らせします。

1. 名 称

平成24年4月1日から、「一般財団法人 貿易・産業協力振興財団」となります。

英語名称は変更なし：

The Foundation for International Trade and Industrial Co-operation 略称 *ITIC*

2. 所在地等

所在地、電話番号等連絡先及び金融機関口座番号については、変更ありません。

3. 権利義務

一般財団法人への移行後におきましても、法令に基づき、法人としてはその同一性を持ち存続しております。

したがって、法令に基づき、旧法人からの権利義務を新法人が全て承継し、既存の契約等につきましても、特段の手続きをとることなく新法人が承継することになります。

以上